

白滝山ウインドファーム株式会社「(仮称) 白滝山ウインドファーム更新
事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年5月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業環境影響評価方法書について、白滝山ウインドファーム株式会社に
対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山口県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県下関市及び長門市
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大 50,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年 4月22日
環境大臣意見受理	令和 元年 7月 5日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 7月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年10月15日
住民意見の概要等受理	令和 元年12月13日
山口県知事意見受理	令和 2年 2月 7日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 5月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742 (直通)

白滝山ウインドファーム株式会社「(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 方法書では、設置する風力発電設備の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 動物及び鳥類への影響調査に当たっては、定量的な評価が可能となるよう、調査計画を策定すること。
3. 工事の実施に伴う産業廃棄物を評価項目に選定し、既設風力発電設備の撤去等に伴う廃棄物の発生量、最終処分量、再生利用量及び中間処理量等について定量的に把握し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(山口県知事からの意見書の写しを添付)